パブリックコメント資料

「(仮称)八王子市産業イノベーション 条例」の素案についての意見募集

募集期間

令和 4 年(2022年)10 月 11 日(火)~11 月 11 日(金)

八王子市では、新たな産業・新たなビジネスチャンス・新たな生活様式を創出する「イノベーション都市・八王子の実現」に向け「八王子市いきいき産業基本条例」 を改正し「(仮称)八王子市産業イノベーション条例」を制定します。

本資料は、条例改正の概要をまとめたものです。参考にしていただき、是非ご意 見をお寄せください。より多くの市民・事業者の方のご意見をお待ちしております。

※この資料は、市のホームページ(トップ>パブリックコメント)でも公開しています。

八王子市

(1)名称

(仮称)八王子市産業イノベーション条例

【説明】

本条例改正と同時に策定中の「八王子市産業イノベーションプラン」に合わせ、本市における産業のイノベーションを創出することに焦点を置いた名称としています。

(2)前文

八王子は、古くから織物を地場産業とする産業都市として、また、関東有数の商業都市として栄えてきた。その後、我が国経済の発展のなかで、電気機械関連企業の進出や、高度な技術を有する多くの中小製造業の立地、また、大規模商業集積の形成など、産業構造の大きな変化を経ながら、首都圏西部の中核的都市として発展を遂げてきた。

また、今日において、八王子は、これまで成長、発展を遂げてきた多くの力ある工業や商業に加え、都内最大級の産出額を誇る農業や、高尾山に代表される豊かな自然や伝統文化を活かした観光産業など、多様な産業が存在している。加えて、国道や高速道路網、複数の鉄道網等交通の結節点としての利便性のほか、多くの大学・研究開発型企業の立地や、専門技術を有する多様な人材の集積など、恵まれた産業資源を有している。

一方で、世界経済の潮流に目を転ずるとき、グローバリゼーションの流れの中で、一国によるサプライチェーンの維持は困難を極めている。将来の不確実性は高まり、世界の国内総生産における我が国の市場占有率が低下している中で、経済発展を遂げるには、国策頼みの産業振興ではなく、地域からイノベーションを創出しなければならない。

また、個人の価値観が多様化している現代において、経済発展を遂げるには、事業者は、多様な価値観に合わせた商品の開発やマーケティングを行い、顧客の創造を行うことで、市場のニーズを満たす提案が求められている。さらに、世界規模で温暖化が進行し、温暖化への対応が経済成長の制約となる時代は終わり、持続可能な成長のための機会と捉える時代に突入している。2050年カーボンニュートラル実現のため、経済の脱炭素化及びグリーン成長を促進していく必要がある。

加えて、昨今経済的価値だけでなく、社会的価値を希求する起業家が現れてきており、社会課題解決と事業性を両立する新たな産業の創出が期待される。

今こそ本市は、数多ある地域資源を最大限に活かし、意欲に満ちた多くの民

間事業者や市民と協働することで、持続的かつ包摂的な成長のため、次の時代の産業を創出していかなければならない。

このため本市は、市の行うあらゆる施策について、公民共創によるイノベーションの創出及び地域産業の活性化という視点を踏まえるとともに、知識・技術・人材が集い、新たな産業・新たなビジネスチャンス・新たな生活様式を創出する「イノベーション都市・八王子」を実現するため、ここに「八王子市産業イノベーション条例」を制定する。

【説明】

条例素案の趣旨を理解していただくために、前文を設けています。

前文は、条例を制定するに至った経緯や条例の必要性、目指す方向を示し、市として、イ ノベーション都市・八王子を実現することの決意を表明しています。

(3)定義

本文において使用する用語は、次のように定義します。

用語	定義
イノベーションの創出	新たな又は改善された製品、役務及
	び業務行程(生産方法、流通、情報通
	信技術、組織運営及び研究開発をい
	う。)を生み出す活動であり、社会課
	題及び地域課題の解決並びに経済
	活動における変革をもたらし、新た
	な価値を創出することをいう。

(4)基本理念

①公民共創の推進

市は、自ら保有する資源のほか、企業、大学、金融機関等の有する資源や知恵の結集により、イノベーションの創出を促進するため、公民共創を推進し、そのための仕組みづくりを行い、産業支援機関、地方公共団体間の連携に努めるものとする。

【説明】

公民共創を実現するためには、「対話」「共感(マッチング)」「事業構想」「PoC(実証実験)・事業実施」「評価」等からなる共創を推進する「基盤」が必要となります。

そのため地域の様々な主体の参画を呼び込み、共創を推進する基盤を構築します。

②成長産業の創出

市は、多様な組織及び人材との交流並びに組織内外の知識、技術その他の 資源を結合し、イノベーションの創出に向けた最先端技術や役務の実証実験の 場を提供することにより、成長産業の創出を図るものとする。

上記の方針に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

- I. 多様な主体が参画する共創の基盤を整備し、イノベーションの創出を促進 すること。
- II. 市と事業者をつなぐ役割を担う中間支援組織を再構築すること。
- III. 複数の異業種企業が連携し、新たな技術、製品及び役務の開発を支援すること。
- IV. 革新的なアイデアにより新たな事業を展開し、市場を開拓する企業の育成 支援をすること。
- V. 企業誘致を促進すること。

【説明】

本市の産業振興のためには成長産業を生み出すことが重要です。公民共創の基盤を基に、イノベーションの創出を促進します。

企業のアライアンスによる新たな製品やサービスの開発を支援するとともに、成長性の あるスタートアップ企業の支援を行います。また、積極的な企業誘致を進めます。

成長産業を創出するためには、企業間のマッチング支援などを行う中間支援組織が必要となります。昨今のビジネス環境に則した支援機能を有する組織へと再構築します。

③産業人材の多様化と活用の促進

市は、企業の働き方改革を推進し、若者から高齢者まで多様な人が働きやすいまちをつくり、市内外から人材を集めることで、働く人の多様性を生む施策の展開を図るものとする。

上記の方針に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

- I. 働く場所の多様化を推進すること。
- II. 働く機会を創出すること。
- III.新たな産業の創出につながる人材育成のための教育を推進すること。

【説明】

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、リモートワークなど働き方が大きく変わって おり、今後も新しい生活様式が定着していく中で、働く場の多様化を進めていきます。

また、大手企業を中心に兼業・副業が認められるようになっているなど、少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少していく中で、ライフステージに応じた多様な働き方が

求められていることから、アクティブシニアを含め、自分らしい働き方が実現できるまちを 目指して行きます。

さらに、産業界ではデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応など新たな課題に 直面しているほか、終身雇用という慣行が変わりつつある中で、リカレント教育やリスキリ ングといった「学び」が注目されていることから、市内の大学などとの連携による「学び」 の機会を充実していきます。

④産業による地域・社会課題解決の促進

市は、地域社会において、多種多様な地域・社会課題の課題解決に向け、市 民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながら新たな事業創出を目指す取 組を推進するものとする。

上記の方針に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

- I. 地域·社会課題の解決に資する市民の事業創出を推進すること。
- II. 地域・社会課題の解決に資する中小企業の事業創出を推進すること。
- III. 公民共創の基盤を通じ、先端的な課題解決地域・社会課題に資する事業創出を推進すること。

【説明】

技術が進歩し、人々の価値観が多様化するにつれ、地域や社会が抱える課題も多様化しています。

こうした地域・社会課題をビジネスの手法で解決しようとする社会起業家を支援します。 また、地域・社会課題は、新たな市場の開拓につながる製品やサービスの源泉となりう るものです。

既存の中小企業にとってもビジネスチャンスになり得ることから、地域・社会課題に立 脚した事業展開を支援します。

⑤地域資源活用で稼ぐ力の強化

市は、八王子の豊富な地域資源の積極的な活用とともに、既存の産業分野 にとらわれない新たな事業、業態を創出することにより、稼ぐ力の強化を図る ものとする。

上記の方針に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

- I. 地域資源の磨き上げによる新たな事業展開を推進すること。
- II. 新たな地域資源の活用による、創業や新規業態の創出を推進すること。
- III. 中心市街地活性化を推進すること。

【説明】

本市は、高尾山に代表される豊かな自然、都内で初めて認定された日本遺産など観光資源に恵まれています。

また、都内有数の生産額を誇る農業、生物多様性、多面的な機能を有する森林などの地域資源も存在します。

こうした地域資源を活用した新たなビジネスを創出し、また地域資源を磨き上げ、新たな価値を生み出す事業者を支援します。

本市の顔である中心市街地のさらなる活性化に向けて、中心市街地の担当部署との連携により様々な施策を推進します。

⑥中小企業の持続的な成長支援

市は、新しい価値の創造や差別化戦略などによる生産性の向上、技術、技能の継承により中小企業の持続的な成長を支援するものとする。

上記の方針に基づき、次に掲げる基本施策を実施するものとする。

- I. 中小企業の新しい価値の創造に資する取組を支援すること。
- II. 中小企業の生産性の向上に資する取組を支援する。
- III. 中小企業の技術・技能の継承や事業の継続に資する取組を支援すること。

【説明】

中小企業が保有する技術を活かし、新たな製品やサービスの開発、海外進出を含めた新規市場の開拓、新たな技術分野への進出を支援し、付加価値の向上を目指します。

また、生産年齢人口は今後も減少し続ける中で、中小企業にとっては益々人材の確保が困難になっていくことが予想されるため、限られた人材でより大きな価値を生み出せるよう、DXの推進など生産性向上の取組を支援します。

さらに、昨今、中小企業においては経営者の高齢化の問題が顕在化してきており、後継者不足や、職人の技術の継承などが課題となっていることから、高度な技術を埋もれさせることなく後世に継承していくための支援を行います。

(5)市の責務

①市は、市の行うすべての施策についてイノベーションの創出による地域産業の活性化という視点を踏まえるとともに、産業振興施策の実施に当たっては、国、東京都その他の地方公共団体との密接な連携並びに事業者、経済団体、商店会、教育機関及び市民との共創に努めるものとする。

②市長は、本条例で定める各施策を実現するため、産業振興に関する総合的な計画を定めなければならない。

【説明】

本条例を推進するためには、市、事業者、関係団体及び市民がそれぞれの役割を自覚しながら一体となって取り組むことが重要です。

市が中核的な役割となって取り組むことを規定しています。

(6)事業者の役割

事業者は、まちづくりとの調和や市民の生活環境に配慮しながら、自らの事業の発展及び経営の革新に努めるとともに、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し、協力するものとする。

【説明】

産業のイノベーションを創出するためには、事業者の不断の努力が必要不可欠であることから、自らの事業の発展及び経営の革新に努めることと、市及び経済団体への協力について規定しています。

(7)経済団体の役割

①商工会議所、商店会連合会、農業協同組合その他の経済団体は、事業者の 事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興施策 を実施するものとする。

【説明】

事業者を取りまとめ、相乗効果を生み出す各経済団体の役割は大きいことから、各経済団体は市と協力し、各事業者に対する支援を行うことの努力について規定しています。

(8)市民の役割

市民は、地域産業の振興が自らの生活の質の向上と地域の活性化に寄与することを踏まえ、市民生活と産業とが調和する都市の実現に向け、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し、協力するものとする。

【説明】

生活の質(QOL)の向上やウェルビーイングなど市民の福祉の増進を図るためには、地域経済の発展、雇用の場の確保など産業振興が重要となります。

このような産業振興の重要性を市民の皆様にも理解していただき、本市の産業振興施 策に対し、積極的な参加と協力をお願いするものです。